

事業計画書 重要事項説明書

1 紅紫萩通所介護の概要

事業開始年月日 平成12年4月1日

名称	紅紫萩デイサービスセンター	介護事業番号	2276400021
所在地	〒437-0023 袋井市高尾1468番地	指定年月日	平成12年3月1日
電話番号等	TEL 0538-43-0124 FAX 0538-43-0127	サービス担当区域 通常の事業実施地域	袋井市 浅羽町 磐田市
法人種別/名称	社会福祉法人 紅紫会	営業日	月曜日から土曜日(12/31-1/3除く)
代表者	理事長 松本 育	営業時間	8時から17時まで
		提供時間	9時から15時30分まで (原則として)
代表者職・氏名	管理者 松本 育(高尾 美紀)	提供サービス	日常生活上の援助 機能訓練サービス 送迎サービス 入浴サービス 食事サービス 相談、助言に関すること 医療、看護に関すること
職員体制	管理者 常勤兼務 1人 生活指導員 4人(常勤2人 非常勤2人) 看護職員 6人(常勤1人 非常勤5人) 介護職員 11人(非常勤11人) 機能訓練指導員 6人(常勤1人 非常勤5人)		
実施単位数と利用定員	単位数 2単位	利用定員	35人 10人

2 サービス提供方法(留意事項)

通所介護計画の作成

サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況ならびに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成する。また利用者の居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成し、利用者又は家族に対してその内容を説明します。

1 日常生活上の援助

日常生活動作に応じて、必要な介助を行います。

- ・排泄の介助
- ・移動の介助
- ・通所の介助等その他必要な身体の介護
- ・養護(休養)

2 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供します。

- ・日常生活動作に関する訓練
- ・レクリエーション
- ・グループワーク
- ・行事的活動
- ・体操
- ・趣味活動

3 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎車両までの移動及び乗降介助を行い、自宅と施設間の送迎を行う。

4 入浴サービス

一般浴槽の他、寝たきりなどで一般浴槽での入浴が不可能な方でも入浴できる特殊浴槽を設備しています。

* 介助の種類

・衣類の着脱の介助 ・身体の清拭、洗髪、洗身の介助 ・その他必要な介助

5 食事サービス

・準備、後始末の介助 ・食事摂取の介助 ・利用者に適した粥、刻み、ブレンダー食等の調理
・その他必要な食事の介助

6 相談、助言等に関すること

・日常動作能力維持、向上に関する相談、助言
・福祉用具利用に関する相談、助言等
・介護等に関する相談、助言

7 医療、看護に関すること

・服薬の管理 ・じょくそう等の予防と処置 ・カテーテル等の管理
・バイタルチェック ・緊急時の主治医への引継ぎ
・その他医師の指示による医療的処置等

3 利用料金

イ 基本料金

厚生省告示の介護報酬単価の1割の額

基本料金は、所定の単位に10円を乗じて得た額です。

介護保険給付(1割)以外の料金

・昼食及びおやつ材料代 600円
・機能訓練、教材費、レクリエーション費 必要な時実費
・おむつ代 必要な方は日常使用の物をご持参ください。(当方が用意した場合実費)
・時間延長費

ロ その他の費用

交通費

通常の事業実施地域内であれば無料。それ以外の地域に出向く場合は、紅紫萩を起点に片道20km未満の場合300円 片道21km以上500円の実費を請求します。

八 支払い方法

料金の支払いは、月末一括払いです。毎月10日までに、前月分の利用料金を請求しますので、20日までにお支払い下さい。

支払い方法は、銀行振込、口座自動引落とし、現金払いの3通りの中から契約の際に選択して下さい。

二 その他

被保険者証に「支払い方法の変更の記載」がある場合は、費用の全額を支払ってまいります。この場合、当事業者で発行する「サービス提供証明書」を後日、保険者の市町村窓口に提出することで払い戻しを受けることができます。

緊急時の対応方法

通所介護の提供中に利用者に様態の変化等があった場合、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、当事業者の協力医療機関等に連絡を行います。

協力医療機関	袋井市立袋井市民病院
連絡先	0538-43-2511

非常災害対策

非常時の対応	別に定める「紅紫萩消防防災規定」に基づき対応します。
近隣との協力関係	別に定める「災害応援協定書」により対応します。
平常時の防災訓練等	日常、非常災害発生を想定して防災訓練を実施し、災害発生時の被害の発生を防止するよう努めます。
消防計画	消防署への届出：平成8年5月20日 防火管理者：後藤美幸 内 容：紅紫萩施設の防火管理業務について必要な事項を定め火災等の災害予防及び人命安全確保並びに被害の極限防止を図る。

損害賠償（契約書 第12条参照）

事業者は、通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

2 事業者は、通所介護を提供する上で、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産等に損害を与えた場合には、不可抗力の場合を除き、その損害を速やかに賠償する義務を負います。ただし、利用者の側に重過失がある場合については、損害賠償の額を減じることができます。

3 事業者は、万が一の事故に備えて損害賠償責任保険に過入しています。

4 利用者の責めに帰すべき事由によって事業者が損害を被った場合、利用者は、事業者に対して、その損害を賠償することがあります。

苦情処理（契約書 第15条参照）

利用者又はその家族は、当事業所の通所介護の提供について、いつでも苦情を申立てることができます。当事業所に苦情を申立てたことにより、何らの差別待遇を受けません。

また、当事業所は、苦情解決に関する要綱を定め、第三者委員を委嘱しています。利用者等からの苦情に対して、適正に対応し解決に努めます。

苦情相談窓口	受付担当者名	_____
	解決責任者名	管理者 松本 育
	電話番号	0538 - 43 - 0124
	利用時間	午前8：00～午後5：00

この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口にも苦情を申立てることができます。

各市役所及び役場 介護保険担当課	ご利用者が加入している介護保険者（市町村） の市役所及び役場 介護保険担当課
静岡県 国民健康保険団体連合会	担当窓口：事業部 介護保険課 所在地：静岡市春日2丁目4番34号 電話番号：054 - 253 - 5590 (月曜日から金曜日 8：30～17：15)

サービス利用に当たっての留意事項

9時から15時30分まで(原則として)	前回利用日以降に心身の状態に変化があった場合は、連絡ノートや電話等により連絡下さい。
設備、器具の利用	事業所の設備や器具は、本来の使用方法に従ってご利用ください。これに反した使用、又は故意により破損等が生じた場合は、賠償していただくことがあります。
喫煙、飲酒	喫煙は、定められた場所をお願いします。 飲酒はできません。
迷惑行為等	騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
所持品	所持品は、必要最小限のものにしてください。 現金、貴重品、食物は持参しないでください。
長期利用停止のご連絡、その他	入院等により、1か月以上の長期にわたり、利用を停止される場合には、必ずご連絡ください。 また、病院から退院され、利用を再開される場合は、病院に依頼して入院中の「看護要約」をいただいでください。

介護保険給付外サービス(運営規定第11条 別表)

種 類	内 容	利用料
食事材料の提供	昼食及びおやつ材料代	1回 400円
送迎(通常の事業実施地域以外)	通常の事業実施地域を越えた地点から ・片道20km未満 ・片道20km以上	片道 300円 片道 500円
時間延長	居宅サービス計画に位置付けられた時間を超過しての利用	1時間 1,000円
おむつ代	「必要な方は日常使用の物を持参」	事業者が用意の場合 実費
日常生活においても通常必要となるもの	・通常の日用品費、教養娯楽費 ・特別の日用品費、教養娯楽費	事前に資料、内容を説明した上で実費
レクレーション・行楽	・送迎用車両での行楽 ・送迎車両以外での行楽	入場料等 交通費・入場料等
キャンセル料	・当日(朝)のお休みについてのキャンセル料金	当日の場合のみ 300円

